

ワインツーリズム連携促進事業業務 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 目的

余市町におけるワインツーリズムの普及、定着に向けた事業実施基盤の構築と連携体制の強化、促進を図ることを目的として実施するワインツーリズム連携促進事業業務に関し、公募型プロポーザル方式の実施により最適な受注候補者の特定を行うことを目的とする。

2. 業務の内容等

業務名 ワインツーリズム連携促進事業業務

内容 余市町において、下記に掲げる要件を満たすイベント、PR等のプログラムを企画、実施すること。

- (1) 余市町の特色を活かしたワインの楽しみ方を提案すること。
- (2) 余市産ぶどうを原料としたワインの新たな魅力や楽しみ方、又は体験に繋がる提案をすること。
- (3) 来訪者の層を拡大し、交流人口の増加に繋がる提案をすること。
- (4) 「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」の取り組みを踏まえ、広域的な事業展開を展望した提案とすること。

業務委託期間 平成29年10月25日から平成30年2月28日まで

委託上限額 5,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

所管課 本業務の所管課は余市町経済部農林水産課とする。

3. 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザルの参加資格要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 余市町入札参加資格者名簿に登録されていること。（余市町入札参加資格者名簿に登録のない者は、競争入札参加資格審査申請手続きを済ませること。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限日において、余市町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 余市町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）に規定する暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 町税の滞納がないこと。

4. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 平成29年9月20日（水）午後3時まで
- (2) 提出先 〒046-8546
北海道余市郡余市町朝日町26番地
余市町経済部農林水産課
（電話0135-21-2123）
- (3) 提出書類 参加表明書（第1号様式）
参加表明者概要調書（第2号様式）
法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（直近3か月以内のもの）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留又は書留とする。）

5. 参加資格審査

本プロポーザルへの参加表明書を提出した者について、「3. 参加資格要件」に掲げる参加資格に合致しているか確認し、結果を通知するものとする。

6. 受注候補者の選定方法

(1) 選定審査

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと認められる者（以下「企画提案者」という。）は、「7. 企画提案書の作成要領」により、企画提案書を作成し、提出するものとする。

余市町は、受注候補者の選定にあたり、「ワインツーリズム連携促進事業業務委託選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書等の内容を審査する。

(2) 選定審査の方法及び評価基準

選定審査は、企画提案書並びにこれに基づくプレゼンテーション及びヒアリングの実施による企画提案の内容等に関する評価（以下「評価点」という。）と見積額による価格に関する評価（以下「価格点」という。）により行う。

ア. 評価点

評価点は、次の評価基準に基づき、審査会の各審査員が審査する。

各評価項目の配点の合計は、審査員につき60点とし、項目ごとの配点は公表しないものとする。

【評価基準】

	評価項目	評価の着目点
1	実現性・妥当性	・ 秋季又は冬季に実施が可能か ・ スケジュール等の計画が妥当か ・ 生産者、ワイナリー、その他関係者の関わり方は適当か ・ その他、実施が可能な内容であるか
2	地域資源活用	余市町の特色や観光資源を十分に活用した提案であるか
3	集客力	客層を広げ、観光客の増加に繋がる要素が十分にあるか
4	新規性・独自性	これまでの取組みと比較して、新しい発想、独自性を取り入れた企画内容となっているか
5	波及効果	・ 連携地域への拡大、展開が可能であるか ・ ワイン産業以外の多岐の分野にわたる波及効果が見込まれるか
6	情報収集・分析力	余市町のワインツーリズムの状況、課題を十分に把握しているか
7	実績・経験等	類似の業務の実績、経験があり、実施体制が十分であるか

イ. 価格点

価格点は、見積額により算定する。

価格点の上限は、企画提案者につき20点とし、見積金額による配点の区分は公表しないものとする。

(3) 受注候補者の選定

ア. 選定方法

各審査員が採点した評価点を企画提案者ごとに合計し、これに価格点を加算した合計（以下「合計点」という。）が最も高い企画提案者を受注候補者とする。

なお、評価点の合計を審査員の数で除した点数が25点に満たない企画提案者は、選定の対象としない。

イ. 同点の場合の取扱い

合計点が最も高い企画提案者が複数の場合は、評価点の合計が高い者を受注候補者とする。

なお、評価点の合計が同点である場合は、見積額が低い者を受注候補者とする。

上記によっても受注候補者を選定できないときは、くじ引きにより決定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、文書で通知するものとし、余市町ホームページに掲載する。

(5) その他

選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

7. 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書は、企画提案書提出書（第3号様式）に添付して提出すること。

(2) 企画提案書は、日本工業規格A4サイズの内紙を使用するものとし、様式は定めない。

なお、図面等の提出を要する場合は、折りたたんでA4サイズ以内となるものの添付を認める。

(3) 企画提案書に実施体制計画書（第4号様式）及び見積書を添付し、見積額には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 平成29年9月25日（月）午前9時から
平成29年10月5日（木）午後3時まで

(2) 提出先 「4. 参加表明手続き」に同じ

(3) 提出書類 ア. 企画提案書提出書（第3号様式）

イ. 企画提案書（任意様式）

- ウ. 見積書（任意様式）
- エ. 実施体制等計画書（第4号様式）
- (4) 提出部数 正本1部、副本9部
- (5) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留又は書留とする。）
- (6) その他
 - ア. 企画提案書等の提出は、1者につき1案とする。
 - イ. 企画提案書等の提出後の差替え及び再提出は認めない。
 - ウ. 提出された企画提案書等は返却しない。
 - エ. 提出された企画提案書等は本プロポーザルの審査以外の目的で使用しないものとする。
 - オ. 企画提案書等は、選定に係る審査にあたり複製する場合がある。

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案者は、審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、実施方法は次のとおりとする。

ただし、企画提案者の数が8者を超える場合は、事前に書類選考を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を概ね8者程度とする。

- (1) 実施日 平成29年10月10日（火）（時間は別途通知する。）
- (2) 場 所 余市町役場3階302号会議室
- (3) 提案時間 30分以内とする。（提案者多数の場合は時間を変更する場合がある。）
- (4) 質疑応答 15分以内とする。
- (5) 参加人数 5名以内
- (6) その他
 - ア. プレゼンテーションは、パソコン、プロジェクタ及びスクリーンを使用できるものとする。
 - イ. プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、企画内容の追加、変更等は認めない。

10. 説明会の実施

- (1) 日 時 平成29年9月7日（木）午前10時から
- (2) 場 所 余市町役場3階302号会議室
- (3) 参加受付 説明会に参加を希望する者は、9月5日（火）午後5時までに、説明会参加申込書（第5号様式）に記載のうえ、電子メールまたはファックスで提出すること。
- (4) 申 込 先 FAX：0135-21-2144（余市町農林水産課宛て）
電子メール：sanren@town.yoichi.hokkaido.jp

1 1. 質問及び回答

本プロポーザルに関し、質問がある場合は、電子メール又はファックスにより質問書（第6号様式）を提出すること。

- (1) 提出期限 平成29年9月12日（火）午後5時まで
- (2) 提出先 「10. 説明会の実施」に同じ
- (3) 回答方法 質問者及び参加表明者に電子メール又はファックスで回答する。

1 2. スケジュール

下記のスケジュールで実施する。なお、日程等は変更する場合がある。

平成29年	8月31日（木）	公募開始
	9月7日（木）	説明会開催
	9月12日（火）	質問受付締切
	9月20日（水）	参加表明書提出締切
	9月25日（月）	提案書受付開始
	10月5日（木）	提案書受付締切
	10月10日（火）	プレゼンテーション実施
	10月下旬頃	選定結果の通知、契約締結（予定）

1 3. 失格事項

参加表明者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出方法、提出先、提出期限の条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が、本実施要領で指定する様式を使用していない場合
- (4) 見積額が委託限度額を超えている場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合

1 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に係る経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等のすべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定以外には無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

- (6) 企画提案者が業務の一部を第三者に委託する場合は、企画提案書にその旨を明記し、当該第三者に企画提案者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (7) 前号に該当する場合は、企画提案者は当該第三者に対し、必要且つ適切な監督を行わなければならない。
- (8) 企画提案者が業務のすべてを第三者に委託することは認めない。
- (9) 選定審査の結果、選定された受注候補者が辞退又は失格、その他の理由により契約に至らなかった場合は、次点の者を受注候補者とする事ができるものとする。
- (10) 余市町は、やむを得ない理由等により本プロポーザルの実施を中止、又は変更することができるものとする。この場合において、余市町は、企画提案者が本プロポーザルの企画提案手続き等に要した一切の費用等を負担しない。
- (11) 本プロポーザルにより選定された受注候補者の企画提案内容は、その全てについて契約を保証するものではなく、当該受注候補者との契約手続きにおいては、当該業務の仕様等について余市町及び受注候補者が協議するものとする。